
令和7年 第3回（定例）木 城 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和7年3月18日（火曜日）

議事日程（第3号）

令和7年3月18日 午前9時00分開会

日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1）総務常任委員会付託議案（5件）

議案第10号 木城町在宅療養者等療養手当支給条例の制定について

議案第11号 木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 木城町高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

2）産業文教常任委員会付託議案（5件）

議案第14号 木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 木城町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

3）予算審査特別委員会付託議案（6件）

議案第20号 令和7年度木城町一般会計予算

議案第21号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第22号 令和7年度木城町介護保険特別会計予算

議案第23号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

議案第24号 令和7年度木城町簡易水道事業会計予算

議案第25号 令和7年度木城町下水道事業会計予算

日程第2 議案第27号 令和6年度木城町一般会計補正予算（第12号）

日程第3 委員会付託の省略

日程第4 議案に対する質疑

日程第5 発委第1号 木城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議員派遣の件

日程第7 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第8 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1）総務常任委員会付託議案（5件）

議案第10号 木城町在宅療養者等療養手当支給条例の制定について

議案第11号 木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 木城町高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

2）産業文教常任委員会付託議案（5件）

議案第14号 木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 木城町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

議案第18号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

3) 予算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第20号 令和7年度木城町一般会計予算

議案第21号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第22号 令和7年度木城町介護保険特別会計予算

議案第23号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

議案第24号 令和7年度木城町簡易水道事業会計予算

議案第25号 令和7年度木城町下水道事業会計予算

日程第2 議案第27号 令和6年度木城町一般会計補正予算(第12号)

日程第3 委員会付託の省略

日程第4 議案に対する質疑

日程第5 発委第1号 木城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議員派遣の件

日程第7 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第8 各委員会の閉会中の調査

出席議員(9名)

1番 矢野 哲也君	2番 荒川 浩君
3番 久保富士子君	5番 桑原 勝広君
6番 眞鍋 博君	7番 中武 良雄君
9番 後藤 和実君	10番 中竹 義一君
11番 甲斐 政治君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 三隅 秀俊君 議事調査係長 廣瀬 孝一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	長友 三保君	地域政策課長	壺岐 和寿君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	谷岡 潔君
税務課長	平野 大輔君	福祉保健課長	西田 誠司君
町民課長	黒木 宏樹君	産業振興課長	藤井 学君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開会

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議案の追加等により日程の変更がありましたので、3月17日の開催の議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第1、各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案5件、議案第10号木城町在宅療養者等療養手当支給条例の制定について、議案第11号木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号木城町高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について、以上5件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中竹義一君。10番、中竹義一君。

○総務常任委員会委員長（中竹 義一君） 令和7年第3回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は3月11日の1日間、総務常任委員会室において、委員4名が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第10号木城町在宅療養者等療養手当支給条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第11号木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第12号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第13号木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第19号木城町高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案5件、議案第14号木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号木城町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中武良雄君。7番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は5件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は3月11日の1日間、産業文教常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第14号木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第15号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第16号木城町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て、原案可決です。

次に、議案第 17 号木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 18 号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1 議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第 10 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 11 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 12 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 13 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 14 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 15 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 16 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 17 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 18 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 19 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、予算審査特別委員会付託議案 6 件、議案第 20 号令和 7 年度木城町一般会計予算、議案第 21 号令和 7 年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 22 号令和 7 年度木城町介護保険特別会計予算、議案第 23 号令和 7 年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 24 号令和 7 年度木城町簡易水道事業会計予算、議案第 25 号令和 7 年度木城町下水道事業会計予算、以上 6 件について、予算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、眞鍋博君。6 番、眞鍋博君。

○予算審査特別委員会委員長（眞鍋 博君） 令和 7 年第 3 回木城町議会定例会において、予算審査特別委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 76 条の規定により報告を行います。

審査期日は 3 月 12 日、14 日、17 日の 3 日間、役場 3 階大会議室において、委員 9 名の全員が出席し、町長部局の課長以下関係職員、教育委員会においては教育長、教育課長以下、農業委員会におきましては事務局長、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第 20 号令和 7 年度木城町一般会計予算、原案可決です。

次に、議案第 21 号令和 7 年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第 22 号令和 7 年度木城町介護保険特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第 23 号令和 7 年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第 24 号令和 7 年度木城町簡易水道事業会計予算、原案可決です。

次に、議案第 25 号令和 7 年度木城町下水道事業会計予算、原案可決です。

以上で、予算審査特別委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、予算審査特別委員長の報告は終わりました。

ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第 20 号から議案第 25 号に至る 6 議案については、全員により審査いたしましたので、質疑は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号から議案第 25 号に至る

6 議案の質疑については、省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託議案の 16 議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第 10 号木城町在宅療養者等療養手当支給条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１３号木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１４号木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１５号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号木城町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号木城町高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について、

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和7年度木城町一般会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和7年度木城町介護保険特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２３号令和７年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２４号令和７年度木城町簡易水道事業会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号令和７年度木城町下水道事業会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２．議案第２７号令和６年度木城町一般会計補正予算（第１２号）

○議長（甲斐 政治） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第２、議案第２７号令和６年度木城町一般会計補正予算（第１２号）については、朗読は省略し、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま追加で上程をいただきました議案第２７号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第２７号。議案第２７号は、令和６年度木城町一般会計補正予算（第１２号）であります。

補正の内容は、１点目に、国の令和６年度補正予算を財源とした、新しい地方経済・生活環境創生交付金の内示をいただきました。この交付金は、デジタルを活用した地域の問題・課題解決や、魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を支援することを目的とされたものであります。本町におきましては、地域独自プラットフォーム事業として、有益なデジタルサービスを提供するため、町の公式アプリを構築、運用する事業に予算措置するものであります。

２点目は、木城温泉館湯ららの温水ボイラーが故障し、早急な取替え工事を実施するために予算設置をするものであります。

３点目は、病気療養中の児童を一時的に預かる病児保育施設を利用した、児童保護者の経済的負担を軽減する町単独事業であります。病児保育利用料無償化事業補助金の不足額を予算措置するものであります。

４点目は、地域生活支援事業費等補助金、負担金の令和５年度分の精算に伴う国・県返還金を予算措置するものであります。

そこで、補正予算（第１２号）は、予算の総額に歳入、歳出それぞれ１,５０９万５,０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ６億７,１９１万２,０００円にするものであります。

歳入は、国庫支出金増額１,５０７万円、県支出金増額２万５,０００円であります。

歳出は、総務費増額３,０１６万円、商工費増額１,４９４万２,０００円、民生費増額２億６万３,０００円、予備費減額３,０２７万円であります。

以上で、追加の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第3. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第3、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第27号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第4. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第4、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第27号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

議案第27号に対する質疑はありますか。7番、中武良雄君。

○議員（7番 中武 良雄君） 歳出のほうで、まず、最初のシステム変更委託料について、内容を具体的に説明していただきたいのと、それと下のほうの商工費のほうの工事請負費、この工事についての具体的な説明を求めたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 地域政策課長。

○地域政策課長（壺岐 和寿君） まず、予算書15ページ、電子計算費のシステム変更委託料3,014万円につきましては、地域独自プラットフォーム事業委託料となっております。国の補正予算、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、2分の1の補助を受けて実施します。

事業内容は、地域独自のプラットフォーム、町の公式アプリを構築し、全世代に向けた効果的な情報発信と地域全体でのデータの利活用を実現するものです。具体的には、町民の方が町の公式アプリをスマートフォンに登録することで、役場から配信する行政、防災、観光等の情報に加えて、地域の事業者が配信する広告やクーポンなどを1つのアプリで取得することができるようになり、町民の方が必要な情報を取得しやすい環境をつくります。それに加え、事業者側では閲覧情報などのデータを分析することで、今後の需要展開に活用することができます。

なお、このアプリの普及率を高めるために、町民向けに、アプリ操作説明会と同時にスマートフォン教室を、事業者向けには、商工会等と連携し、情報配信やデータの利活用講座を計画しているところです。

続きまして、商工費。木城温泉館湯らら事業費の1,494万2,000円につきましては、湯

ららの温水ボイラー取替え工事費となります。温水ボイラー２基を使って温水をつくっていましたが、そのうちの１基が２月中旬に故障をしました。修繕が不可能な故障だったため、現在１基でお湯の温度を上げている状況ですが、３月の定期メンテナンスで、残り１基についても負荷がかかり過ぎており、いつ故障してもおかしくない状況だと診断をされました。温水ボイラーが２基とも停止した場合、即時営業中止となるため、今回緊急で温水ボイラーの取替え工事を実施するための予算をお願いするものです。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。７番、中武良雄君。

○議員（７番 中武 良雄君） プラットフォーム事業で、今、実際にホームページ上でいろんな情報を流しているんですけども、それとは別の形でお流しになるのか、それともホームページの中にそういったのが入るのか、どういう形での流し方なのか教えていただきたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 地域政策課長。

○地域政策課長（吉岐 和寿君） 今回構築しようとしているものは、ホームページとは全く別のものとなります。現状、広報誌、コミュニティ通信、ホームページ、LINE等で町民への情報配信を実施しておりますが、閲覧の有無が確認できないため、届けなくてはいけない情報が町民の方に届いていないという可能性があります。

また、現在、行政や地域事業者が各媒体でいろんな情報を配信していますが、後日興味があった情報を再度確認するためには、どの媒体から配信されたのか探するのが大変困難な状態だと思います。アプリ導入によりまして、行政サービスや地域事業者のお知らせが一本化されますので、利便性が向上し、必要な情報が取得しやすくなり、閲覧状況も把握することができるようになります。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第２７号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 発委第1号

○議長（甲斐 政治） 日程第5、委員会発議を議題といたします。

提出されました発委第1号については、朗読は省略し、提出者、議会運営委員会委員長、後藤和実議員の趣旨説明を登壇の上、求めます。9番、後藤和実君。

○議会運営委員会委員長（後藤 和実君） 発委第1号、趣旨説明を行います。

発委第1号は、木城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提出の理由としましては、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で、法律の改正に対応するため、条例の改正を行うものです。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから、発委第1号に対する質疑を行います。次に、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。

まず、発委第1号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、発委第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することと賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり

り派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第7. 各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第7、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、中竹義一君。10番、中竹義一君。

○総務常任委員会委員長（中竹 義一君） 総務常任委員会として、特に報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業文教常任委員長、中武良雄君。7番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会から報告することは別にあります。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、後藤和実君。9番、後藤和実君。

○議会運営委員会委員長（後藤 和実君） 議会運営委員会から報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、眞鍋博君。6番、眞鍋博君。

○議会広報編集特別委員会委員長（眞鍋 博君） 議会広報編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより「きじょう」の編集作業のため、3月28日から4月9日にかけて計4回の委員会を開催します。原稿の作成に皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 次に、新田原基地対策特別委員長、中竹義一君。10番、中竹義一君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（中竹 義一君） 新田原基地対策特別委員会の報告をいたします。

住民の安心で快適な住環境確保のための要望活動について、基地周辺対策協議会を足がかりに、木城町議会としての対応をしていきたいと考えます。今後とも議員各位の協力を願います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第 8. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第 8、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第 7 4 条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員会委員長から新田原基地関連の情報収集及び調査等に関することについて、閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る 3 月 7 日に開会されて以来、本日までの 1 2 日間にわたり慎重にご審議いただき、また、執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、令和 7 年第 3 回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げます。

1 2 日間にわたりました、第 3 回木城町議会定例会における議案のご審議、誠にありがとうございました。今議会、上程いただきました 2 3 議案、全て可決をいただきました。お礼を申し上げます。ありがとうございました。

いよいよ、2025 年度、令和 7 年度の事務事業が 4 月 1 日からスタートいたします。町長

3期目は、地域再生と次の50年に向けて希望と未来ある種をまくという思いで、小さくてもキラリと光るまちづくりに取り組んでいるところであり、3年目を迎えます。さらには、心豊かな暮らしと未来への希望あふれる町「Inclusive Town Kijo」を目指してまいります。

議員各位におかれましては、体調管理には十分お気を付けていただきますようご祈念申し上げますとともに、木城町のさらなる発展に向けて、引き続きご理解とお力添え、ご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

当面の諸行事につきましては、お手元に配付をしてございます。

4月に入り、1日月曜日にはめばえ保育園の入園式、6日日曜日には、午前9時30分から木城町戦没者慰霊祭が行われます。11日金曜日には、みどりの杜木城学園の第3回入学式となっております。併せまして、ふるさと振興協会主催による、幅広い年代を通じてわくわくするようなイベントとして、6日日曜日には、第2回ティラノサウルスレースin木城、13日日曜日には第9回湯ららカブ主爽会が開催をされます。

なお、めばえ保育園の内田瞳主幹、産業振興課の橋本正枝主幹、保健師の浦侑希技師が3月31日付をもって退職をいたしますので、ご報告させていただきます。

改めまして、3月定例議会のご審議、誠にありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時46分閉会
